

徳島県企業局建設工事請負業者選定要綱

最終改正：令和8年4月1日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、徳島県企業局事務決裁規程（昭和54年徳島県企業局訓令第5号）別表第1及び別表第3により、企業局長（以下「局長」という。）及び各課長がその権限に基づいて発注する建設工事の一般競争入札、指名競争入札及び随意契約について、請負業者（以下「業者」という。）を公正かつ適切に選定するために定める。

2 随意契約について、特別の理由があるときは、次条から第7条までの規定にかかわらず、業者を選定することができる。ただし、この場合において、第8条以下各条の規定を準用する。

(業者の資格)

第2条 業者の資格は、昭和58年徳島県告示第50号（建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱）第5条の規定により、等級別に格付けされた者とする。

第2章 業者の格付け基準

(格付け)

第3条 業者の格付けは、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定に基づく経営事項の審査の結果算定された客観的事項（経営規模、経営状況、技術力等）による客観点数及び昭和58年徳島県告示第50号第5条第1項第2号の規定に基づく基準による審査の結果算定された主観的事項（工事成績、技術力、資格停止等）による主観点数を合計した格付点数により、別表に掲げるとおり区分する。

(等級格付けの有効期間)

第4条 昭和58年徳島県告示第50号第5条の規定による等級別格付けの有効期間は、当該決定のあった日から起算して、翌年（県外業者については2年後）の等級格付けの決定の前日までとする。

(等級別発注金額)

第5条 建設工事の等級別上限発注金額は、別表のとおりとし、等級別発注金額については別に定めるものとする。

第3章 適格業者の選定

(適格業者の選定)

第6条 適格業者の選定は、当該建設工事の等級別発注金額に対応する等級以上の等級の資格を有する業者のうちから選定するものとし、選定方法については、別に定めるものとする。

(適格業者選定の特例)

第7条 災害工事等で緊急を要するとき、特殊技術を要するとき、その他特別の理由があるときは、前条の規定にかかわらず、適格業者を選定することができる。

第4章 建設工事審査委員会

(委員会の設置)

第8条 建設工事における業者の選定を、公正かつ適切にするとともに、適正な契約の履行を確保するため、建設工事審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、第1委員会及び第2委員会とし、次の分掌によって業者の工事施工能力、経営規模、工事成績、信用度、地理的条件その他の諸条件を審査し、適格業者を選定する。

第1委員会 請負対象額が2億円以上のもの

第2委員会 請負対象額が2億円未満のもの

(組織)

第9条 委員会は、次の職にある委員をもって組織する。

第1委員会	局長、副局長、次長（事業推進・施設基盤整備担当）	
	経営企画課	課長
		経営推進室長
	事業推進課	課長
		エネルギー・地域貢献担当課長
	施設基盤整備課	課長
	総合管理推進センター	所長、次長
第2委員会	経営企画課	課長
		経営推進室長
	事業推進課	課長
		エネルギー・地域貢献担当課長
	施設基盤整備課	課長
	総合管理推進センター	所長、次長

(委員長)

第10条 委員長は、第1委員会にあつては局長、第2委員会にあつては経営企画課長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。
- 4 委員長は、臨時に必要と認めるときは、関係職員のうちから臨時委員を指名することができる。

(会議)

第11条 会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の議事は、公表しない。

(委員会の庶務)

第12条 委員会の庶務は、経営企画課の管財担当において処理する。

第13条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

第5章 補則

(職務上の秘密保持)

第14条 委員会の委員長、委員、臨時委員及び関係職員は、業者選定について職務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。

附 則

この要綱は、昭和55年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和56年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成元年5月1日から施行する。
- 2 改正後の徳島県企業局建設工事請負業者選定要綱の規定は、平成元年度の指名競争入札参加資格の等級別格付けの決定の日から適用する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。
附 則
この要綱は、平成6年4月1日から施行する。
附 則
この要綱は、平成6年5月1日から施行する。
附 則
この要綱は、平成7年4月1日から施行する。
附 則
この要綱は、平成7年5月1日から施行する。
附 則
この要綱は、平成8年4月1日から施行する。
附 則
この要綱は、平成9年4月1日から施行する。
附 則
この要綱は、平成9年5月1日から施行する。
附 則
この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
附 則
この要綱は、平成10年6月1日から施行する。
附 則
この要綱は、平成11年4月1日から施行する。
附 則
この要綱は、平成11年5月1日から施行する。
附 則
この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
附 則
この要綱は、平成12年5月1日から施行する。
附 則
この要綱は、平成13年5月1日から施行する。
附 則
この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
附 則
この要綱は、平成14年5月1日から施行する。
附 則
この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
附 則
この要綱は、平成15年5月1日から施行する。
附 則
この要綱は、平成16年5月1日から施行する。
附 則
この要綱は、平成16年6月1日から施行する。
附 則
この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
附 則
この要綱は、平成17年5月1日から施行する。
附 則
この要綱は、平成18年5月1日から施行する。
附 則
この要綱は、平成19年5月1日から施行する。
附 則
この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
附 則
この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

○徳島県企業局建設工事請負業者選定要綱第3条別表

(R8.4.1改正)

建設工事の種類	等級	格付点数	発注上限金額
土木一式工事 とび・土工・コンクリート工事 水道施設工事	特A	1,427以上	-----
	A	829以上	2億円未満
	B	700以上	5000万円未満
	C	465以上	2000万円未満
	D	—	1000万円未満
建築一式工事	特A	1,096以上	-----
	A	687以上	2億円未満
	B	592以上	7000万円未満
	C	—	2500万円未満
電気工事	A	900以上	-----
	B	780以上	4000万円未満
	C	779以下	2000万円未満
電気通信工事	A	800以上	-----
	B	500以上	2000万円未満
	C	499以下	500万円未満
管工事	A	780以上	-----
	B	710以上	3000万円未満
	C	709以下	1500万円未満
鋼構造物工事	A	980以上	-----
	B	800以上	4500万円未満
	C	799以下	2000万円未満
舗装工事	A	910以上	-----
	B	780以上	3000万円未満
	C	779以下	1000万円未満
しゅんせつ工事	A	760以上	-----
	B	630以上	4500万円未満
	C	629以下	2000万円未満
塗装工事	A	740以上	-----
	B	660以上	5000万円未満
	C	659以下	1000万円未満
防水工事	A	740以上	-----
	B	680以上	-----
	C	679以下	500万円未満
機械器具設置工事	A	700以上	-----
	B	650以上	1000万円未満
	C	649以下	500万円未満
造園工事	A	760以上	-----
	B	640以上	-----
	C	639以下	500万円未満
解体工事	A	800以上	-----
	B	600以上	4000万円未満
	C	599以下	1500万円未満
その他	※		

注 格付けについては、第3条別表の格付点数のほか「格付けのその他の基準（技術者条件、完成工事高条件）」による。

【参考】一式工事の等級別格付点数の決定方法

- (1) 土木一式工事では、「格付けのその他の基準」を満たす企業の中から格付点数の高い順に、特A…上位30社、A…特Aの次位220社（ただし格付点数800点以上）、B…Aの次位250社（ただし格付点数700点以上）、C…Bの次位350社、D…その他として選定の上、それぞれの等級の最下位順位の企業の格付点数とする。なお、最下位順位に該当する企業が複数ある場合は、規定企業数にかかわらず、そのいずれの企業も当該等級に格付けするものとし、次位等級はその次の順位の企業から選定する。
- (2) 建築一式工事も土木一式工事と同様とするが、企業数については格付点数の高い順に、特A…上位30社、A…特Aの次位70社、B…Aの次位80社、C…その他とする。

格付けのその他の基準

令和7年4月1日最終改正

徳島県企業局建設工事請負業者選定要綱第3条別表注に規定する格付けのその他の基準（技術者条件、完成工事高条件）は次のとおりとする。

1 技術者条件

土木一式工事及び建築一式工事において等級ごとに技術者条件を設定し、格付点数に関係なくその条件に満たない者は次位の等級とする。

建設工事の種類	等級	技術者条件
土木一式工事	特A	技術職員 12人以上（内1級6人以上）
	A	技術職員 6人以上（内1級3人以上）
	B	技術職員 3人以上（内1級1人以上）
	C	技術職員 2人以上
	D	条件なし
建築一式工事	特A	技術職員 8人以上（内1級3人以上）
	A	技術職員 5人以上（内1級2人以上）
	B	技術職員 3人以上（内1級1人以上）
	C	条件なし

注 この技術職員数は、経営規模等評価の審査基準日において6か月を越えて継続雇用されている技術者のうち、「格付けに係る技術者」として当該業種に割り当てられた者の数である。

なお、技術者の割当は1人2業種以内となっているため、実際に当該業種を担当できる技術者数とは一致していない場合がある。

2 完成工事高条件

建設工事の種類別の等級ごとに定められている発注上限金額を基準とした完成工事高条件を設定し、格付点数に関係なくその基準に満たない年間平均完成工事高の者は当該発注上限金額に対応する等級とする。ただし、しゅんせつ工事は対象外とする。

なお、完成工事高条件は直近の経営事項審査の工事種類別年間平均完成工事高に基づくものとする。

建設工事の種類	等級	完成工事高条件(税込)	
土木一式工事 とび・土工・コンクリート工事 水道施設工事	特A	2億円以上	
	A	5000万円以上	
	B	2000万円以上	
	C	1000万円以上	
	D	1000万円未満	
建築一式工事	特A	2億円以上	
	A	7000万円以上	
	B	2500万円以上	
	C	2500万円未満	
電気工事	A	4000万円以上	
	B	2000万円以上	
	C	2000万円未満	
電気通信工事	A	2000万円以上	
	B	500万円以上	
	C	500万円未満	
管工事	A	3000万円以上	
	B	1500万円以上	
	C	1500万円未満	
鋼構造物工事	A	4500万円以上	
	B	2000万円以上	
	C	2000万円未満	
舗装工事	A	3000万円以上	
	B	1000万円以上	
	C	1000万円未満	
しゅんせつ工事	A	4500万円以上	
	B	2000万円以上	
	C	2000万円未満	
塗装工事	A)	
	B		500万円以上
	C		500万円未満
防水工事	A)	
	B		500万円以上
	C		500万円未満
機械器具設置工事	A	1000万円以上	
	B	500万円以上	
	C	500万円未満	
造園工事	A)	
	B		500万円以上
	C		500万円未満
解体工事	A	4000万円以上	
	B	1500万円以上	
	C	1500万円未満	
その他	※		